

SMBC China Business Information

三井住友銀行
中国業務推進部

中国「対外貿易法」の改正について

本年4月6日付公布により、中国の「対外貿易法」（「中華人民共和国対外貿易法」）が改正されることになり、新「対外貿易法」が本年7月1日より施行されます。

今回の改正では、対外貿易経営者に個人も加えられ、対外貿易権も当局の認可から当局への届出に変更されています。対外貿易には外貨決済・使用が必要だとしていたものも今回削除されました。

WTOに加盟して既に2年余りが経過した中国にとって、現行法はそぐわなくなっており、現行法ではほんのわずかしか言及されていなかった知的財産権の保護について本法の適用対象にすると謳い具体的内容を盛り込んだ他、新規規定を数多く設けるとともに、対外貿易の秩序・調査・救済等に関する規定内容の充実化を図っています。

今回の改正による規定の変更、削除、新設、内容追加について、以下の通り取り纏めてみましたのでご参考下さい。

1. 規定変更：

対外貿易権：一定条件を備えた企業・機関に対する当局の認可から、当局への届出に変更。

2. 規定削除：

- (1) 対外貿易秩序の維持：“地方の積極性を発揮させ、対外貿易経営者の経営自主権を保障する”を削除。
- (2) 対外貿易経営者の義務：当該条項そのものを削除（条項内容：契約を守る、商品の品質を保証する、アフターサービスを完全にする）。
- (3) 貿易業務の委任：委任を受けた対外貿易経営者が委任側に対し市況、商品価格、顧客等の関連経営情報を提供する義務や委任側と受任側が委任契約を締結の上、双方の権利、義務を契約で定める義務をともに削除。
- (4) 外貨決済・使用：当該条項そのものを削除（条項内容：対外貿易経営者は対外貿易経営活動において外貨決済・使用が必要）。

3. 規定新設：

- (1) 国家貿易制度：一部の貨物の輸出入について、国家は「国家貿易制度」の採用が可能。当該貨物の輸出入は授権された企業のみ取扱可（一部の例外を除く）。当該貨物・企業リストは当局が決定、公表。
- (2) 輸出入自動許可制：一部の自由輸出入貨物について、国家は「輸出入自動許可制」の採用が可能。当該貨物リストは当局が公表。当該貨物については、荷受人、荷送人が

税関での通関手続に先立って自動認可の申請を提出すれば通関可。

- (3) 自由輸出入技術の輸出入：自由輸出入に属する技術の輸出入は、当該輸出入契約を当局宛に届出が必要。
- (4) 関税割当制度：一部の輸入貨物について、国家は「関税割当制度」の採用が可能。当局が公開、公平、公正性、効率性の原則に基づいて関税割当を配分。
- (5) 商品合格評定制度：統一的な商品合格評定制度を実施し、関係規定に基づいた輸出入商品の認証、検査、検疫を実施。
- (6) 原産地制度：国家は輸出入貨物について原産地制度を採用（具体的規則は別途規定）
- (7) 国際サービス貿易市場参入許可リスト：当局が国際サービス貿易の市場参入許可リストを公表。
- (8) 知的財産権の保護：
 - ① 知的財産権を侵害且つ貿易秩序を害した場合、権利侵害者が生産・販売する関係貨物に対し、一定期間の輸入禁止措置が可能。
 - ② 知的財産権者の許諾契約の被許諾者に対する強制的一括許諾及び排他的条件付与行為が有り、且つ貿易の公平競争を害した場合、当局が必要措置をとることが可能。
 - ③ 他の国・地域における中国の知的財産権の保護が十分且つ有効でない場合、中国が必要な措置をとることが可能。
- (9) 対外貿易調査に対する協力：対外貿易秩序を守るための当局の対外貿易調査に対し、関係企業・機関・個人は協力が必要。
- (10) 具体的罰則規定：権限に無い企業による国家貿易制度貨物の輸出入、輸出入禁止技術の輸出入又は制限技術の無許可輸出入、禁止国際サービス貿易への従事又は制限国際サービス業務への無許可従事、本法第34条違反（輸出還付増値税詐取、密輸等）に対し具体的罰則を規定。
- (11) 対外貿易業者の行政訴訟・不服審査申立権：対外貿易経営者は、本法に基づき対外貿易管理業務担当部門の具体的行政行為に不服が有る場合、行政不服審査の申立又は人民法院に対する行政訴訟が可能。

4. 規定内容追加：

- (1) 本法適用対象：対外貿易（貨物・技術の輸出入、国際サービス貿易）に、対外貿易関連の知的財産権の保護を追加。
- (2) 他の国・地域との関係：他の国・地域との貿易関係促進・発展に、関税同盟協定、自由貿易区協定等の締結又は加入を追加。
- (3) 対外貿易業者の定義：企業・機関に個人を追加。
- (4) 国際サービス貿易企業の条件：対外工事請負又は対外労働協力の従事者は、相応の資質又は資格を要する旨追加。
- (5) 輸出入制限理由：
 - ① 公衆道徳、人の健康・安全、動植物の生命・健康、環境の保護。
 - ② 輸出秩序の著しい混乱による輸出制限の必要性が発生。
 - ③ その他法律・行政法規の定めによる輸出入制限・禁止の必要性が発生。

(6) 国内産業の保護：

- ① 他の国・地域の産品が通常の価格を抑えて第三国に輸出され、中国の既に育成された国内産業に実質的損害を与えるかもしくは与えるおそれがある場合、中国当局は当該第三国政府と協議、適切な措置を講じるよう求めることが可能。
- ② 他の国・地域のサービス提供者が中国に提供するサービスの増加によって、競合する国内産業に損害を与えるかもしくは与えるおそれがある場合、国家は必要な救済措置を講じる事が可能。
- ③ 第三国の輸入制限によって、ある産品の中国市場への流入数量が大幅に増加し、既に育成された国内産業に損害を与えるかもしくは与えるおそれがある場合、国家は当該産品の輸入を制限することが可能。

(7) 他の国・地域の条約・協定違反に対する対抗措置：中国と経済貿易条約・協定を締結し、又はそれらと共に加入している国・地域が条約・協定に違反したため、中国が当該条約・協定に基づいて有する利益が失われるかもしくは条約・協定の目標実現が阻害されている場合、中国政府は関係国・地域の政府に対し適切な補償措置を求める権利を有し、且つ関連義務の履行を中止又は終了することが可能。

(8) 対外貿易支援：中小企業の対外貿易を支援・促進。

尚、今回の改正の詳細に就きましては、別添「和文訳」をご参照下さい。

以上

【本件に関するご照会先】

日本総合研究所

研究事業本部 海外進出貿易支援クラスター

青柳 Tel: 03-3288-5258 E-Mail:aoyagi.masahiro@jri.co.jp

中尾 Tel: 03-3288-5267 E-Mail:nakao.akitaka@jri.co.jp

- ・当資料は、お客さまへの情報提供を目的として作成したものです。
当資料に関するご質問、個別具体的ケースについてのご相談は上記担当者宛ご連絡下さい。
- ・尚、SMBC China Business Informationの配信先E-Mailアドレス・ファックス番号の変更・追加或いは配信の中止は、お取引の担当部門(担当者)までご連絡方お願い申し上げます。

中華人民共和国対外貿易法
中華人民共和国主席令 第 15 号

「中華人民共和国対外貿易法」は中華人民共和国第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 8 回会議で 2004 年 4 月 6 日改正され可決されたので、ここに改正後の「中華人民共和国対外貿易法」を公布し、2004 年 7 月 1 日から施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤
2004 年 4 月 6 日

目録

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 対外貿易経営者
- 第 3 章 貨物の輸出入と技術の輸出入
- 第 4 章 国際サービス貿易
- 第 5 章 対外貿易に関係する知的財産権の保護
- 第 6 章 対外貿易の秩序
- 第 7 章 対外貿易の調査
- 第 8 章 対外貿易の救済
- 第 9 章 対外貿易の促進
- 第 10 章 法的責任
- 第 11 章 付則

第 1 章 総則

第 1 条 対外開放を拡大し、対外貿易を発展させ、対外貿易秩序を擁護し、対外貿易経営者の適法な権益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を制定する。

第 2 条 本法は、対外貿易及び対外貿易に関係する知的財産権の保護に適用する。
本法でいう対外貿易とは、貨物の輸出入、技術の輸出入及び国際サービス貿易を指す。

第 3 条 国務院対外貿易主管部門は、本法により全国の対外貿易業務を掌る。

第 4 条 国は統一的な対外貿易制度を実施し、対外貿易の発展を奨励し、公平で自由な対外貿易秩序を擁護する。

第 5 条 中華人民共和国は、平等互惠の原則に基づき、他の国及び地域との貿易関係を促進し発展させ、関税同盟協定・自由貿易協定等の地域的経済貿易協定を締結し、またはこれに加盟し、地域経済組織に加盟する。

第6条 中華人民共和国は、対外貿易分野において、締結または加盟している国際条約・協定に基づき、他の締約当事者・加盟当事者に最恵国待遇、内国民待遇等の待遇を与え、または互惠対等の原則に基づき、相手方に対して最恵国待遇、内国民待遇等の待遇を与える。

第7条 いずれの国または地域も、貿易分野において中華人民共和国に対して差別的な禁止・制限またはその他これに類する措置を講じたときは、中華人民共和国は実情に基づいて当該国または当該地域に対して相応の措置を講じることができる。

第2章 対外貿易経営者

第8条 本法でいう対外貿易経営者とは、法により工商登記またはその他の営業許可手続をおこない、本法及び他の関係法律・行政法規の定めにしたがい対外貿易経営活動に従事する法人、その他の組織または個人を指す。

第9条 貨物の輸出入または技術の輸出入に従事する対外貿易経営者は、国務院対外貿易主管部門またはその委託する機関に届出登記をしなければならない。但し、法律・行政法規及び国務院対外貿易主管部門が届出登記を要しない旨を定めているときは、この限りではない。届出登記の具体的弁法は、国務院対外貿易主管部門が定める。対外貿易経営者が規定どおりに届出登記をしないときは、税関は輸出入貨物の通関検査手続をおこなわない。

第10条 国際サービス貿易に従事するにあたっては、本法及び他の関係法律・行政法規の定めを遵守しなければならない。

対外工事請負または対外労務合作に従事する事業所は、しかるべき資質または資格を有していなければならない。具体的弁法は国務院が定める。

第11条 国は、一部の貨物の輸出入について国営貿易管理を実施することができる。国営貿易管理を実施する貨物の輸出入業務は、権限を付与された企業のみが扱うことができる。但し、権限付与されたものではない企業が一部の数量の国営貿易管理貨物の輸出入業務を扱うことを国が許したときは、この限りではない。国営貿易管理を実施する貨物及び権限を付与された経営企業のリストは、国務院対外貿易主管部門が国務院の他の関係部門と共に決定、調整し公布する。

本条第1項の定めを違反し、国営貿易管理を実施する貨物を無断で輸出入したときは、税関はこれを通関させない。

第12条 対外貿易経営者は、他人の委託を受けて、経営範囲内で対外貿易業務を代行することができる。

第13条 対外貿易経営者は、国務院対外貿易主管部門または国務院の他の関係部門が法により制定した規定にしたがい、関係部門に対してその対外貿易経営活動に関連する書類及び資料を提出しなければならない。関係部門は、提出者の商業秘密を守らなければならない。

第3章 貨物の輸出入と技術の輸出入

第14条 国は、貨物と技術の自由な輸出入を許す。但し、法律・行政法規に別途定めのあるものを除く。

第15条 国務院対外貿易主管部門は、輸出入状況を監視する必要から、一部の自由輸出入貨物について輸出入自動許可を実施し、そのリストを公布することができる。

自動許可を実施する輸出入貨物は、その荷受人・荷送人が税関通関申告手続の前に自動許可の申請を提出したときは、国務院対外貿易主管部門またはこれが委託する機関は許可しなければならない。自動許可手続をしていないときは、税関はこれを通関させない。

自由輸出入に属する技術を輸出入するときは、国務院対外貿易主管部門またはその委託する機関に契約届出登記をしなければならない。

第16条 国は次に掲げる理由により、関係する貨物・技術の輸入または輸出を制限または禁止することができる。

(1) 国家の安全、社会の公共利益または公共の道徳を擁護するため、輸入または輸出を制限または禁止する必要があるもの。

(2) 人の健康または安全の保護、動物・植物の生命または健康の保護、環境保護のため、輸入または輸出を制限または禁止する必要があるもの。

(3) 金または銀の輸出入に関係する措置を実施するため、輸入または輸出を制限または禁止する必要があるもの。

(4) 国内で供給不足のもの、または枯渇する可能性のある天然資源を有効に保護するため、輸出を制限または禁止する必要があるもの。

(5) 輸出先国または地域の市場容量が限られており、輸出を制限する必要があるもの。

(6) 輸出経営秩序に深刻な混乱が生じ、輸出を制限する必要があるもの。

(7) 国内の特定産業の育成のためまたは育成を早めるため、輸入を制限する必要があるもの。

(8) 農業・牧畜業・漁業製品につきその形式の如何を問わず、輸入を制限する必要があるもの。

(9) 国の国際金融上の地位及び国際収支バランスを保障するため、輸入を制限する必要があるもの。

(10) 法律・行政法規の定めにしたがい、輸入または輸出を制限または禁止する必要があるその他のもの。

(11) 中国が締結または加盟している国際条約・協定の定めに基づき、輸入または輸出を制限または禁止する必要があるその他のもの。

第17条 核分裂・核融合物質またはこれらの物質を派生する物質と関係のある貨物・技術の輸出入、及び武器・弾薬またはその他の軍需物資と関係のある輸出入については、国は国家の安全擁護のため必要ないかなる措置をも講じることができる。

戦時においてまたは国際的平和と安全を擁護するため、国は貨物・技術輸出入分野において必要ないかなる措置をも講じることができる。

第 18 条 国務院對外貿易主管部門は、国務院の他の関係部門と共に、本法第 16 条及び第 17 条の定めにしたがい、輸出入を制限または禁止する貨物・技術のリストを制定、調整、公布する。

国務院對外貿易主管部門は、場合により国務院の他の関係部門と共同して、国務院の認可を受けて、本法第 16 条及び第 17 条で定める範囲内で、前項で定めるリスト以外の特定貨物・技術の輸入または輸出の制限または禁止を、臨時に決定することができる。

第 19 条 国は、輸入または輸出を制限する貨物について、割当、許可証等の方式による管理を実施する。輸入または輸出を制限する技術については、許可証管理を実施する。

割当・許可証管理を実施する貨物・技術は、国務院の規定により国務院對外貿易主管部門の許可、または場合により国務院對外貿易主管部門及び国務院の他の関係部門の許可を受けた後でなければ、輸入または輸出できない。

国は、一部の輸入貨物について、関税割当管理を実施することができる。

第 20 条 輸出入貨物の割当・関税割当は、国務院對外貿易主管部門または国務院の他の関係部門が各自の職責の範囲内において、公開・公平・公正・効果の原則により分配する。具体的弁法は、国務院が定める。

第 21 条 国は、統一的な商品合格評価制度を実施し、関係法律・行政法規の定めに基づき、輸出入商品について認証・検査・検疫をおこなう。

第 22 条 国は、輸出入貨物について原産地管理をおこなう。具体的弁法は国務院が定める。

第 23 条 文物、野生動物、植物及びその製品等については、他の法律・行政法規に輸出入を禁止または制限する定めがあるときは、関係の法律・法規の定めによる。

第 4 章 国際サービス貿易

第 24 条 中華人民共和国は、国際サービス貿易分野において、締結または加盟している国際条約・協定での約束に基づき、他の締約当事者、加盟当事者に市場参入許可及び内国民待遇を与える。

第 25 条 国務院對外貿易主管部門及び国務院の他の関係部門は、本法及び他の関係の法律・行政法規の定めにしたがい、国際サービス貿易について管理をおこなう。

第 26 条 国は次に掲げる理由により、関係する国際サービス貿易を制限または禁止することができる。

- (1) 国家の安全、社会公共利益または公共道徳を擁護するため、制限または禁止する必要があるもの。
- (2) 人の健康または安全の保護、動物・植物の生命または健康の保護、環境保護のため、制限または禁止する必要があるもの。
- (3) 国内の特定のサービス産業を育成しまたは育成を早めるため、制限する必要があるもの。
- (4) 国の外貨収支バランスを保障するため、制限する必要があるもの。
- (5) 法律・行政法規の定めにしたがい、制限または禁止する必要があるその他のもの。

(6) 中国が締結または加盟している国際条約・協定の定めに基づき、制限または禁止する必要があるその他のもの。

第 27 条 国は、軍事に関係のある国際サービス貿易、及び核分裂・核融合物質またはこれらの物質を派生する物質に関係のある国際サービス貿易について、国家の安全を擁護するため必要ないかなる措置をも講じることができる。

戦時においてまたは国際的な平和と安全を擁護するため、国は国際サービス貿易分野において必要ないかなる措置をも講じることができる。

第 28 条 国務院対外貿易主管部門は国務院の他の関係部門とともに、本法第 26 条、第 27 条及び他の関係法律・行政法規の定めにしたがい、国際サービス貿易市場参入許可リストを制定、調整、公布する。

第 5 章 対外貿易に関係する知的財産権の保護

第 29 条 国は、知的財産権に関する法律・行政法規にしたがい、対外貿易に関係のある知的財産権を保護する。

輸入貨物が知的財産権を侵害し、対外貿易秩序を損なうときは、国務院対外貿易主管部門は、権利侵害者が生産・販売する関係貨物の輸入を一定期間禁止する等の措置を講じることができる。

第 30 条 知的財産権の権利者が、被許諾者が許諾契約中の知的財産権の有効性について疑義提起することを制止する、強制的な包括許諾をおこなう、許諾契約において排他的グラントバック条件を定める等のいずれかの行為をなし、対外貿易の公平な競争秩序を損なうときは、国務院対外貿易主管部門は危害を取り除くため必要な措置を講じることができる。

第 31 条 他の国または地域が、知的財産権保護の分野において、中華人民共和国の法人、その他の組織または個人に内国民待遇を与えていないとき、または中華人民共和国に源泉のある貨物・技術またはサービスに対して、充分かつ有効な知的財産権保護を与えることができないときは、国務院対外貿易主管部門は、本法及び他の関係の法律・行政法規の定めにしたがい、中華人民共和国が締結または加盟している国際条約・協定に基づいて、当該国または当該地域との貿易について、必要な措置を講じることができる。

第 6 章 対外貿易の秩序

第 32 条 対外貿易経営活動においては、独占禁止に関する法律・行政法規の定め違反して独占行為を実施してはならない。

対外貿易経営活動において独占行為を行い、市場の公平な競争を損なうときは、独占禁止に関する法律・行政法規の定めにしたがい
処理する。前項の違法行為があり、対外貿易秩序を損なうときは、国務院対外貿易主管部門はその危害を取り除くため必要な措置を講じることができる。

第33条 対外貿易経営活動においては、不当な低価格で商品を販売すること、談合して入札すること、虚偽の広告を出すこと、商業上の贈賄をおこなうこと等の不正競争行為をしてはならない。

対外貿易経営活動において不正競争行為を行ったときは、不正競争行為禁止に関する法律・行政法規の定めにしたがい処理する。

前項の違法行為があり、対外貿易秩序を損なうときは、国務院対外貿易主管部門は危害を取り除くため、当該経営者の関係貨物、技術の輸出入を禁止する等の措置を講じることができる。

第34条 対外貿易活動においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 輸出入貨物の原産地表示を偽造・変造すること、輸出入貨物の原産地証明書・輸出入許可証・輸出入割当証明またはその他の輸出入証明書類を偽造・変造または売買すること。
- (2) 輸出税額還付を詐取すること。
- (3) 密輸。
- (4) 法律・行政法規で定める認証・検査・検疫を逃れること。
- (5) 法律・行政法規の定め違反するその他の行為。

第35条 対外貿易経営者は、対外貿易経営活動において、国の外貨管理に関する規定を遵守しなければならない。

第36条 本法の定め違反し、対外貿易秩序を損なうときは、国務院対外貿易主管部門は社会に対して公告することができる。

第7章 対外貿易の調査

第37条 対外貿易秩序を擁護するため、国務院対外貿易主管部門は自ら、または国務院の他の関係部門と共に、法律・行政法規の定めにしたがい次に掲げる事項につき調査することができる。

- (1) 貨物の輸出入、技術の輸出入、国際サービス貿易が国内産業及びその競争力に与える影響。
- (2) 関係する国または地域の貿易障壁。
- (3) 法によりアンチダンピング、反補助金またはセーフガード等の対外貿易救済措置をとるべきか否かを決定するために調査する必要のある事項。
- (4) 対外貿易救済措置を回避する行為。
- (5) 対外貿易において国家の安全と利益に係る事項。
- (6) 本法第7条、第29条第2項、第30条、第31条、第32条第3項、第33条第3項の定めを執行するため、調査する必要のある事項。
- (7) 対外貿易の秩序に影響を及ぼすため、調査する必要のあるその他の事項。

第38条 対外貿易調査を発動するときは、国務院対外貿易主管部門が公告を公布する。

調査は、書面によるアンケート、公聴会の招集、実地調査、委託調査等の方式によりおこなうことができる。

国務院対外貿易主管部門は、調査結果に基づき、調査報告書を提出しまたは処理裁定を下し、公告を公布する。

第 39 条 関係組織及び個人は、対外貿易調査に協力、助力しなければならない。

国務院対外貿易主管部門と国務院の他の関係部門及びその職員は、対外貿易調査をおこなうにあたって、その知り得た国家秘密と商業秘密について守秘義務を負う。

第 8 章 対外貿易の救済

第 40 条 国は対外貿易調査の結果に基づき、適切な対外貿易救済措置を講じることができる。

第 41 条 他の国または地域の製品が、正常な価格を下回るダンピング方式により中国市場に持ち込まれ、すでに育成されている国内産業に実質的な損害を与え若しくは実質的損害の脅威が生じたとき、または中国の国内産業育成にとって実質的障害を与えたときは、国はアンチダンピング措置をとり、その損害、損害の脅威または障害を取り除きまたは軽減することができる。

第 42 条 他の国または地域の製品が、正常な価格より低く第三国市場に輸出され、中国のすでに育成されている国内産業に実質的な損害を与え若しくは実質的損害の脅威が生じたとき、または中国の国内産業の育成にとって実質的障害を与えたときは、国内産業の申請に基づき、国務院対外貿易主管部門は当該第三国政府と協議して、適切な措置を講じるよう求めることができる。

第 43 条 輸入製品が、直接または間接に形式の如何をとわず輸出国または地域から特定補助金を受けており、すでに育成された国内産業に実質的な損害を与え、若しくは実質的損害の脅威が生じたとき、または国内産業の育成にとって実質的障害を与えたときは、国は反補助金措置を講じ、その損害、損害の脅威または障害を取り除きまたは軽減することができる。

第 44 条 輸入製品の数量が大量に増えたことにより、同種の製品またはこれと直接競合する製品を生産する国内産業に深刻な損害または深刻な損害の脅威を与えたときは、国は必要な保障措置を講じて、その損害または損害の脅威を取り除きまたは軽減することができる。あわせて当該産業に対して必要な支援を提供することができる。

第 45 条 他の国または地域のサービス提供者が中国に提供するサービスが増えたことにより、同種のサービスまたはこれと直接競合するサービスを提供する国内産業に損害を与えまたは損害の脅威が生じたときは、国は必要な救済措置を講じて、その損害または損害の脅威を取り除きまたは軽減することができる。

第 46 条 第三国が輸入を制限したために、ある種の製品の中国市場への流入量が大量に増え、すでに育成されている国内産業に損害を与えまたは損害の脅威が生じたとき、または国内産業の育成にとって障害を与えたときは、国は必要な救済措置を講じて、当該製品の輸入を制限することができる。

第 47 条 中華人民共和国との間で経済貿易条約・協定を締結しまたは共に加盟している国または地域が、条約・協定の定めに従い、当該条約・協定に基づく中華人民共和国の利益が喪失若しくは損なわれたとき、または条約・協定の目標の実現を妨げたときは、中華人民共和国政府は関係国または地域政府に適切な救済措置を講じるよう求める権利を有し、あわせて関係条約・協定に基づき関係義務の履行を中断または終了することができる。

第 48 条 国務院対外貿易主管部門は、本法及び他の関係法律の定めにしたがい、対外貿易の二国間または多国間の協議・交渉及び紛争の解決をおこなう。

第 49 条 国務院対外貿易主管部門と国務院の他の関係部門は、貨物の輸出入・技術の輸出入・国際サービス貿易の早期警戒緊急メカニズムを構築し、対外貿易における突発事態と非常事態に対処し、国の経済の安全を擁護しなければならない。

第 50 条 国は、本法で定める対外貿易救済措置を回避する行為について、必要な反回避措置を講じることができる。

第 9 章 対外貿易の促進

第 51 条 国は、対外貿易発展戦略を制定し、対外貿易促進メカニズムを構築し整備する。

第 52 条 国は、対外貿易発展の必要に基づいて、対外貿易にサービスを提供する金融機関を育成、整備し、対外貿易発展基金、リスク基金を設立する。

第 53 条 国は、輸出入金融、輸出信用保険、輸出税額還付及びその他の対外貿易を促進する方式を通じて、対外貿易を発展させる。

第 54 条 国は、対外貿易公共情報サービスシステムを構築し、対外貿易経営者及びその他の一般公衆に向けて情報サービスを提供する。

第 55 条 国は、対外貿易経営者が国際市場を開拓することを奨励する措置を講じ、対外投資、対外工事請負、対外労務協力等の多様な形式によって対外貿易を発展させる。

第 56 条 対外貿易経営者は、法により関係協会・商會を設立しこれに加入することができる。

関係協会・商會は、法律・行政法規を遵守し、規約にしたがいその会員に対して対外貿易に関する生産・マーケティング・情報・研修等の分野のサービスを提供し、調整と自律の役割を發揮し、法により関係する対外貿易救済措置の申請を提出し、会員と業界の利益を擁護し、政府の関係部門に対して対外貿易に関する会員の提案を伝え、対外貿易促進活動をおこなわなければならない。

第 57 条 中国の国際貿易促進団体は、規約にしたがい外国との連絡、展覧会の開催、情報・コンサルティングサービスの提供及びその他の対外貿易促進活動をおこなう。

第 58 条 国は、中小企業が対外貿易をおこなうことを支援し促進する。

第 59 条 国は、民族自治地方と経済未発達地区が対外貿易を発展させることを支援し促進する。

第 10 章 法的責任

第 60 条 本法第 11 条の定め違反し、国営貿易管理を実施する貨物を、権限付与を受けずに無断で輸出入したときは、國務院対外貿易主管部門または國務院の他の関係部門は 5 万元以下の罰金を科すことができる。情状が重い場合は、行政処罰決定の発効日から 3 年間は違法行為者の国営貿易管理貨物輸出入業務の取扱申請を受理しない、またはその者に対して付与している他の国営貿易管理貨物輸出入権を取消すことができる。

第 61 条 輸出入が禁止されている貨物を輸出入したとき、または輸出入が制限されている貨物を許可を受けずに無断で輸出入したときは、税関が関係法律・行政法規の定めにしたがい処理、処罰する。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

輸出入が禁止されている技術を輸出入したとき、または輸出入が制限されている技術を許可を受けずに無断で輸出入したときは、関係法律・行政法規の定めにしたがい処理、処罰する。法律・行政法規に定めのない場合は、國務院対外貿易主管部門が是正を命じ、違法所得を没収し、あわせて違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科し、違法所得がないときまたは違法所得が 1 万元に満たないときは、1 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

國務院対外貿易主管部門または國務院の他の関係部門は、前 2 項で定める行政処罰決定発効の日から、または刑事処罰判決発効の日

から3年間は違法行為者が提出する輸出入割当または許可証の申請を受理しないことができ、または1年以上3年以下の期間違法行為者が関係貨物または技術の輸出入経営活動に従事することを禁止することができる。

第62条 禁止されている国際サービス貿易に従事したとき、または制限されている国際サービス貿易に許可を受けずに無断に従事したときは、関係法律・行政法規の定めにしたがい処罰する。法律・行政法規に定めのない場合は、国务院対外貿易主管部門が是正を命じ、違法所得を没収し、あわせて違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を科し、違法所得がないときまたは違法所得が1万元に満たないときは、1万元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

国务院対外貿易主管部門は、前項で定める行政処罰決定発効の日または刑事処罰判決発効の日から1年以上3年以下の期間、違法行為者が関係の国際サービス貿易経営活動に従事することを禁止することができる。

第63条 本法第34条の定め違反したときは、関係法律・行政法規の定めにしたがい処罰する。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

国务院対外貿易主管部門は、前項で定める行政処罰決定発効の日または刑事処罰判決発効の日から1年以上3年以下の期間、違法行為者が関係の対外貿易経営活動に従事することを禁止することができる。

第64条 本法第61条から第63条の定めにしたがい、関係する対外貿易経営活動に従事することを禁止されたときは、禁止期間中は、税関は国务院対外貿易主管部門が法により行った禁止決定に基づき、当該対外貿易経営者の関係輸出入貨物について通関検査手続をおこなわず、外貨管理部門または外貨指定銀行は関係する外貨決済、外貨兌換手続をおこなわない。

第65条 本法にしたがい対外貿易管理業務を担当する部門の職員が、職務を懈怠し、不正行為または職権濫用をし、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成するに至らないときは、法により行政処分を与える。

本法にしたがい対外貿易管理業務を担当する部門の職員が職務上の立場を利用し、他人に金銭物品を要求し、または不法に他人の金銭物品を収受し他人の利益をはかり、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成するに至らないときは、法により行政処分を与える。

第66条 対外貿易経営活動の当事者が、対外貿易管理業務を担当する部門が本法にしたがいおこなった具体的な行政行為を不服とするときは、法により行政不服審査を申立てまたは人民法院に行政訴訟を起すことができる。

第11章 付則

第 67 条 軍需物資、核分裂及び核融合物質またはこれらの物質を派生する物質に関する対外貿易管理及び文化産品の輸出入管理は、法律・行政法規で別途定めがあるときは、その定めによる。

第 68 条 国は、国境地区と隣接国の国境地区の間の貿易及び国境地区住民の両国間貿易について、柔軟な措置を講じ、優遇と便宜を与える。具体的弁法は国務院が定める。

第 69 条 中華人民共和国の単独関税区には、本法を適用しない。

第 70 条 本法は 2004 年 7 月 1 日から施行する。

(出典：日中経済貿易センター「JCCNET」)

URL:<http://www2.mewnet.or.jp/JCCNET>